**街頭演説参考例　　憲法守れ**

　　　　　　　　　　　　　　２０１６年５月３日　　　日本共産党埼玉県委員会

ご近所のみなさん。日本共産党です。

今日は憲法記念日です。今日は、憲法について、お訴えしたいと思います。

みなさん、日本の憲法は、第９条で、あの侵略戦争・植民地支配の反省に立って、〝戦争はしない〟と、「戦争放棄」を明確に定めています。また、戦前、国民には自由も人権もありませんでしたが、憲法第１１条には、「この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利」と、基本的人権を規定し、２５条では、「すべての国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する」と、国民の生存権と文化的生活の権利などが明記され、国の責務もうたっています。しかし、年金や介護など生存権を脅かす社会保障の改悪や消費税増税を繰り返し、派遣労働の拡大など、労働法制の改悪で雇用破壊をもたらし、貧困と格差を深刻な社会問題にするなど、自民党政権は、この憲法に反する政治を続けてきたのではないでしょうか。

ご近所のみなさん、安倍自公政権は、歴代政府の憲法解釈を一方的に変え、憲法学者のほとんどが「憲法違反」と指摘した戦争法(安保法制)を強行しました。そして、いま、安倍首相は憲法そのものまで変えようとしています。自民党の「改憲案」は、憲法９条を変え、「国防軍」を明記、緊急事態時には、「内閣は国会によらず法律を出せる、基本的人権も制約できる」と、緊急事態条項を持ち込み、憲法１３条の「個人としての尊重」の「個人」をけずり、国家が国民・個人を従わせるものになっています。これは個人を国家に従わせる戦前のような「お国のため」をめざすものではないでしょうか。安倍改憲は、戦争出来る国づくりそのものではないでしょうか。

このような改憲は、絶対、許してはなりません。

ご近所のみなさん、立憲主義とは、「憲法にもとづく政治で、主権者である国民が、国家権力の暴走から自分たちの自由・権利をまもるために憲法をつくり、政府はその憲法にもとづいて政治をおこなう」というものです。憲法は、政府の独走などをしばるものです。しかし、安倍政権、自公政権は、このしばりを無視し、暴走政治をすすめているのです。

今度の参院選挙は、こうした自民・公明の憲法違反の暴走を許すか、それとも、憲法を守る・戦争法廃止かが問われ、一大争点になるのではないでしょうか。いま、全国で、戦争法(安保法制)廃止、立憲主義回復めざす野党共闘がすすみ、これまでに参院選１人区・３２選挙区のうち、２０選挙区で合意が成立(４月末現在)、候補者の一本化ができました。残る選挙区でも協議がすすんでいます。

ご近所のみなさん、野党の勝利で、暴走政治にストップをかけようではありませんか。

日本共産党は、憲法前文を含む全条項をまもり、平和的民主的諸条項の完全実施をめざしています。憲法違反の戦争法を廃止し、立憲主義と平和主義、民主主義を取り戻し、憲法が保証する生存権、教育を受ける権利などの基本的人権など、国民一人ひとり、「個人」が大切にされる政治をめざします。私たちは、野党共闘の前進と日本共産党の躍進、定数３のこの埼玉では、伊藤岳さんを先頭に、自民・公明を少数派に追い込むために、全力をあげています。新しい政治をひらく確かな力・日本共産党を大きくしてください。

最後に、日本共産党と伊藤岳へのご支援、そして、日本共産党の「しんぶん赤旗」のご購読をお願いし、憲法記念日にあたっての、訴えを終わらせていただきます。ありがとうございました。